

◇ 利用にあたって

平成 20 年工業統計調査は、平成 20 年 12 月 31 日現在で、日本標準産業分類による大分類 E－製造業に属する全事業所（国に属する事業所を除く）が調査対象となっています。

- 1 「事業所数」は、平成 20 年 12 月 31 日現在の数値です。
- 2 「従業者数」は、平成 20 年 12 月 31 日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。
- 3 「原材料使用額等」は、平成 20 年中の 1 年間の原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。
- 4 「製造品出荷額等」は、平成 20 年中の 1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額です。
 - (1) 「製造品出荷額」とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造したもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 20 年中にその事業所から出荷した額をいい、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのも含まれます。
 - (2) 「加工賃収入額」とは、平成 20 年中に他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
 - (3) 「その他収入額」とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入額で、修理料収入、転売収入、製造小売収入等があります。
- 5 産業分類は、日本標準産業分類の改定（平成 19 年 11 月）に伴い変更されています。産業中分類名の略称は次のとおりです。

中分類 番号	産業中分類		略 称
	旧分類（平成 19 年まで）	新分類（平成 20 年以降）	
09	食料品製造業	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）	繊維工業	繊維
12	衣服・その他の繊維製品製造業	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13	木材・木製品製造業（家具・装備品を除く）	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	家具・装備品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連業	印刷・同関
16	印刷・同関連業	化学工業	化学
17	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
19	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	ゴム製品製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品

21	なめし革・同製品・毛皮製造業	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	鉄鋼
23	鉄鋼業	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	非鉄金属製造業	金属製品製造業	金属製品
25	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	一般機械器具製造業	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	電気機械器具製造業	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電子部品・デバイス製造業	電気機械器具製造業	電気機械
30	輸送用機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他の製造業	その他

6 統計表中の符号は次のとおりです。

符 号	説 明
—	皆無又は該当数値なし
0	表示単位に満たない数値
x	1又は2の事業所に関する秘匿数値であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。
△	マイナスの数値

7 単位未満を四捨五入したため、合計項目の計数と構成項目の合計値が一致しない場合があります。

8 この統計表の数値は、愛媛県が公表した数値及び西条市が独自に集計したものです。